

熊本県に対し適用されていた、「まん延防止等重点措置」が 6 月 13 日（日）をもって解除されました。

本庁舎において職員との面会等の制限を実施しておりましたが、6 月 14 日（月）から本取扱についても解除いたします。

ご協力ありがとうございました。

菊池川河川事務所長